令 和 4 年 6 月 1 3 日

令　和　4　年

第 2 回 大 分 市 議 会 定 例 会 議 案

大　　分　　市

議案番号	題名
議第４７号	大分市議会議員及び大分市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
議第４８号	大分市職員の服務の宣誓に関する条例及び大分市立学校職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について
議第４９号	大分市税条例等の一部改正について
議第５０号	大分市立認定こども園条例の一部改正について
議第５１号	大分市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について
議第５２号	大分市営住宅条例の一部改正について
議第５３号	大分市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
議第５４号	大分市関崎海星館条例の一部改正について
議第５５号	業務委託契約の締結について（おおいた消防指令センターシステム整備業務（共同整備））
議第５６号	業務委託契約の締結について（おおいた消防指令センターシステム整備業務（大分市消防局））
議第５７号	工事委託契約の締結について（大南地区スポーツ施設用地造成工事）
議第５８号	市道路線の認定及び廃止について
議第５９号	損害賠償の額の決定並びに示談について
議第６０号	損害賠償の額の決定並びに示談について
議第６１号	損害賠償の額の決定並びに示談について

議案番号	題名
報第　９　号	専決処分した事件の承認について （大分市税条例の一部改正について）
報第　１０　号	専決処分した事件の承認について （大分市国民健康保険税条例の一部改正について）

議第　４７　号

大分市議会議員及び大分市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

大分市議会議員及び大分市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和４年６月１３日　提　出

大分市長　佐　藤　樹一郎

大分市議会議員及び大分市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

大分市議会議員及び大分市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成８年大分市条例第３８号）の一部を次のように改正する。

第４条第２号ア中「１５,８００円」を「１６,１００円」に改め、同号イ中「7,５６０円」を「7,７００円」に改める。

第８条中「２７円５０銭」を「２８円３５銭」に、「５７３,０３０円」を「５８６,９０５円」に改める。

第１１条中「7円５１銭」を「7円７３銭」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の大分市議会議員及び大分市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。

提案理由

　公職選挙法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第　４８　号

大分市職員の服務の宣誓に関する条例及び大分市立学校職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について

大分市職員の服務の宣誓に関する条例及び大分市立学校職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和４年６月１３日　提　出

大分市長　佐　藤　樹一郎

大分市職員の服務の宣誓に関する条例及び大分市立学校職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

（大分市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正）

第１条　大分市職員の服務の宣誓に関する条例（昭和３８年大分市条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において」を削り、「に署名して」を「を任命権者に提出して」に改める。

（大分市立学校職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正）

第２条　大分市立学校職員の服務の宣誓に関する条例（昭和３８年大分市条例第５８号）の一部を次のように改正する。

第２条中「、教育委員会又は教育委員会の定める上級公務員の前で」を削り、「に署名して」を「を教育委員会に提出して」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

　大分市職員及び大分市立学校職員の服務の宣誓の実施方法を変更いたしたく本案を提出する。

議第　４９　号

大分市税条例等の一部改正について

大分市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和４年６月１３日　提　出

大分市長　佐　藤　樹一郎

大分市税条例等の一部を改正する条例

（大分市税条例の一部改正）

第１条　大分市税条例（昭和３８年大分市条例第１０７号）の一部を次のように改正する。

第２０条第４項を次のように改める。

４　前項の規定は、前年分の所得税に係る第３１条第１項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第２０条第６項を次のように改める。

６　前項の規定は、前年分の所得税に係る第３１条第１項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第２７条の３第１項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第２項中「申告書に係る年度分」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分」に改める。

第３０条第１項ただし書中「所得税法第２条第１項第３３号の４に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が

９,０００,０００円以下であるものに限る。）の法第３１４条の２第１項第１０号の２に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が９５０,０００円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第２項中「第２条第４項ただし書」を「第２条第３項ただし書」に改める。

第３１条第２項中「附記された」を「付記された」に改め、同条第３項中「附記し」を「付記し」に改める。

第３１条の２の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第１項中第３号を第４号とし、第２号を第３号とし、第１号の次に次の１号を加える。

⑵　所得割の納税義務者（合計所得金額が１０,０００,０００円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第３１３条第３項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第４項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が１,３３０,０００円以下であるものに限る。次条第１項において同じ。）の氏名

第３１条の３の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第１項各号列記以外の部分中「であって、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が９,０００,０００円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第４４条の２に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が９５０,０００円以下であるものに限る。）をいう。第２号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であって退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第３号を第４号とし、第２号を第３号とし、第１号の次に次の１号を加える。

⑵　特定配偶者の氏名

附則第１１条の３の２第１項中「令和１５年度」を「令和２０年度」に、「令和３年」を「令和７年」に改める。

附則第１４条の２第２項中「４分の３」を「５分の４」に改める。

附則第２０条第１項各号列記以外の部分中「令和４年３月３１日」を「令和６年３月３１日」に、「２年」を「３年」に、「第１０条第７項第６号」を「第１０条第８項第６号」に、「第４２条の４第８項第７号」を「第４２条の４第１９項第７号」に、「同法第６８条の９第８項第６号」を「法人税法第６６条第６項」に、「中小連結法人」を「中小通算法人」に改める。

附則第２０条の２の２第１項各号列記以外の部分中「第１２条第３項の表の第１号」を「第１２条第４項の表の第１号」に、「第４５条第２項の表の第１号」を「第４５条第３項の表の第１号」に、「第２８条の９第１０項」を「第２８条の９第１０項第１号」に改める。

附則第２２条の２第２項を次のように改める。

２　前項の規定のうち、租税特別措置法第８条の４第２項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第１項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第２３条の２第３項中「、第３７条の８又は第３７条の９」を「又は第３７条の８」に改める。

附則第２７条の２第４項を次のように改める。

４　前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第３１条第１項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第２７条の２の２第４項を次のように改める。

４　前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に

係る第３１条第１項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第２７条の２の２第６項中「年の翌年の４月１日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第３５条第１項中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附則第３６条を削る。

（大分市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第２条　大分市税条例等の一部を改正する条例（令和３年大分市条例第４１号）の一部を次のように改正する。

第１条のうち大分市税条例第３１条の３第１項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢１６歳未満の者」を「扶養親族（」の次に「年齢１６歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第２条中「前条第２号に掲げる」を「第１条の」に、「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第１７条第２項及び第３１条の３第１項並びに附則第５条の３第１項の規定」に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

⑴　第１条中大分市税条例第３１条の２の見出し及び同条第１項並びに第３１条の３の見出し及び同条第１項の改正規定並びに同条例附則第１１条

の３の２第１項、第２３条の２第３項及び第３５条第１項の改正規定並びに同条例附則第３６条を削る改正規定並びに第２条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定並びに次条第１項及び第２項の規定　令和５年１月１日

⑵　第１条中大分市税条例第２０条第４項及び第６項、第２７条の３第１項及び第２項、第３０条第１項ただし書及び第２項並びに第３１条第２項及び第３項の改正規定並びに同条例附則第２２条の２第２項、第２７条の２第４項並びに第２７条の２の２第４項及び第６項の改正規定並びに第２条（大分市税条例等の一部を改正する条例附則第２条の改正規定に限る。）の規定並びに次条第３項の規定　令和６年１月１日

（市民税に関する経過措置）

第２条　第１条の規定による改正後の大分市税条例（以下「新条例」という。）第３１条の２第１項の規定は、前条第１号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「１号施行日」という。）以後に支払を受けるべき第３１条の２第１項に規定する給与について提出する同項及び同条第２項に規定する申告書について適用し、１号施行日前に支払を受けるべき第１条の規定による改正前の大分市税条例（次項において「旧条例」という。）第３１条の２第１項に規定する給与について提出した同項及び同条第２項に規定する申告書については、なお従前の例による。

２　新条例第３１条の３第１項の規定は、１号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２０３条の６第１項に規定する公的年金等（同法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第３１条の３第１項に規定する申告書について適用し、１号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第３１条の３第１項に規定する申告書については、なお従前の例による。

３　前条第２号に掲げる規定による改正後の大分市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和６年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和５年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第３条　別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和４年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和３年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

２　新条例附則第１４条の２第２項の規定は、この条例の施行の日以後に新たに取得された地方税法（昭和２５年法律第２２６号）附則第１５条第２項第５号に規定する除害施設に対して課する固定資産税について適用し、同日前に取得された同施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

３　新条例附則第２０条の規定は、令和４年４月１日以後に地域再生法（平成１７年法律第２４号）第１７条の２第３項の認定を受けた同条第１項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って新条例附則第２０条第１項に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した者に対する固定資産税について適用し、同日前に当該認定を受けた同計画に従って同項に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した者に対する固定資産税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第　５０　号

大分市立認定こども園条例の一部改正について

大分市立認定こども園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和４年６月１３日　提　出

大分市長　佐　藤　樹一郎

大分市立認定こども園条例の一部を改正する条例

大分市立認定こども園条例（令和２年大分市条例第２４号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

大分市立さがのせき認定こども園	大分市大字佐賀関１３６９番地の１

」を

「

大分市立かないけ認定こども園	大分市金池町三丁目１番９０号
大分市立さがのせき認定こども園	大分市大字佐賀関１３６９番地の１

」に

改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（大分市児童福祉施設等に関する条例の一部改正）

２　大分市児童福祉施設等に関する条例（昭和３９年大分市条例第２８号）の一部を次のように改正する。

別表保育所の部大分市金池保育所の項を削る。

（大分市立幼稚園条例の一部改正）

３　大分市立幼稚園条例（昭和３９年大分市条例第４０号）の一部を次のように改正する。

別表大分市立金池幼稚園の項を削る。

提案理由

大分市立かないけ認定こども園を設置いたしたく本案を提出する。

議第　５１　号

大分市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について

大分市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和４年６月１３日　提　出

大分市長　佐　藤　樹一郎

大分市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

大分市子ども医療費の助成に関する条例（昭和４９年大分市条例第４４号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「（小中学生の通院にあっては、市町村民税非課税世帯に属している者に係る一部負担金に限る。）」を削り、同条第３項を同条第４項とし、同条第２項中「前項」を「第１項」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、次条第１項の規定により支払うべき一部自己負担金があるときは、その限度において助成しない。

第４条の次に次の１条を加える。

（一部自己負担金）

第４条の２　助成対象者（市町村民税非課税世帯に属している者を除く。）は、保険医療機関等において小中学生に係る保険給付を通院により受けたときは、保険医療機関等ごと（歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保健医療機関等にあっては、歯科診療及び歯科診療以外の診療につきそれぞれ別個の保険医療機関等とみなす。）に１日につき５００円（保険給付を受けた者が負担すべき額が５００円に満たない額のときは、当該額）を一部自己負担金として支払うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、一部自己負担金の支払を要しない。

⑴　保険医療機関等において医療を担当する医師又は歯科医師から交付された処方箋により健康保険法第６３条第３項各号に規定する薬局から薬剤の支給を受ける場合

⑵　一の月に同一の保険医療機関等において通院により受けた保険給付が、診療報酬請求書ごとに４回を超える場合（４回を超える部分の保険給付に係るものに限る。）

第５条中「前条第１項」を「第４条第１項」に、「同条第２項」を「前条第１項の一部自己負担金の額、第４条第３項」に、「同条第３項」を「同条第４項」に改める。

第９条第２項中「又は第３項」を「、第３項又は第４項」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和４年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の大分市子ども医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療に関する給付又は支給に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に関する給付又は支給に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

提案理由

小中学生の通院に係る医療費助成の対象者を拡大するとともに、新たに対象となる者について一部自己負担金制度を導入いたしたく本案を提出する。

議第　５２　号

大分市営住宅条例の一部改正について

大分市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和４年６月１３日　提　出

大分市長　佐　藤　樹一郎

大分市営住宅条例の一部を改正する条例

大分市営住宅条例（平成９年大分市条例第２０号）の一部を次のように改正する。

第５条第７号中「市営住宅等」を「公営住宅（市営住宅等及び法第２条第２号に規定する公営住宅（市が設置するものを除く。）をいう。）」に、「の同居者（次条第１項第２号に規定する親族及び第１３条第１項の規定により同居の承認を得た者をいう。以下同じ。）」を「と同居している者」に、「又は同居者」を「又は当該既存入居者と同居している者」に改める。

第６条第５項中「同居者」を「同居しようとする親族」に改める。

第１８条第１号中「同居者」の次に「（第６条第１項第２号に規定する親族及び第１３条第１項の規定により同居の承認を得た者をいう。以下同じ。）」を加える。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

市営住宅等以外の公営住宅に入居している者を公募によらないで市営住宅に入居させることができることといたしたく本案を提出する。

議第　５３　号

大分市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

大分市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和４年６月１３日　提　出

大分市長　佐　藤　樹一郎

大分市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

大分市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（昭和４１年大分市条例第５３号）の一部を次のように改正する。

別表中「、大字中尾（森ノ木前、ソノ田の各字並びに門田の一部に限る。）、大字国分（園田、森ノ木上、森ノ木の各字並びに下ツルの一部に限る。）」を削る。

附　則

この条例は、令和４年７月１日から施行する。

提案理由

給水区域を変更いたしたく本案を提出する。

議第　５４　号

大分市関崎海星館条例の一部改正について

大分市関崎海星館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和４年６月１３日　提　出

大分市長　佐　藤　樹一郎

大分市関崎海星館条例の一部を改正する条例

大分市関崎海星館条例（平成１６年大分市条例第３６号）の一部を次のように改正する。

第３条の見出しを「（観覧料）」に改め、同条第１項を次のように改める。

別表に掲げる施設を観覧しようとする者は、同表に定める観覧料を納付しなければならない。

第３条第２項中「入館料」を「観覧料」に、「入館の」を「入場の」に改める。

第４条（見出しを含む。）及び第５条（見出しを含む。）中「入館料」を「観覧料」に改める。

第６条第１号中「き損する」を「毀損する」に改める。

第７条中「き損し」を「毀損し」に改める。

第１３条第２項中「「入館料」を「「観覧料」に、「別表に定める入館料」を「同表に定める観覧料」に、「別表に定める額」を「同表に定める額」に、「同条第２項」を「同条第２項本文」に、「、入館料」を「、観覧料」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第３条関係）

施設名	区分	観覧料（１人１回につき）	
		個人	１０人以上の団体
天体観測室	一般	４２０円	３４０円
	高校生	２１０円	１７０円
プラネタリウム	一般	５００円	４００円
	高校生	２５０円	２００円
	小・中学生	１００円	８０円

次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者については、観覧料を徴収しない。

⑴　天体観測室　次に掲げる者

ア　小・中学生

イ　小・中学生を学校の教育課程に基づく教育活動として引率する者

⑵　プラネタリウム　次に掲げる者

ア　学校の教育課程に基づく教育活動の一環として観覧する小・中学生

イ　小・中学生を学校の教育課程に基づく教育活動として引率する者

備考

１　「一般」とは、小・中学生及び高校生以外の者で満１５歳以上のものをいう。

２　「高校生」とは、高等学校、中等教育学校の後期課程若しくは高等専門学校に在学する者又はこれらに準ずる者をいう。

３　「小・中学生」とは、小学校、中学校若しくは中等教育学校の前期課程に在学する者又はこれらに準ずる者をいう。

附　則

この条例は、公布の日から起算して１年６月を超えない範囲内において教育

委員会規則で定める日から施行する。

提案理由

　大分市関崎海星館について、入館料を徴収しないこととするとともに、天体観測室及びプラネタリウムの観覧料の額を定めたく本案を提出する。

議第　５５　号

業務委託契約の締結について

次のとおり業務委託契約を締結する。

令和４年６月１３日　提　出

大分市長　佐　藤　樹一郎

１	契約の目的	おおいた消防指令センターシステム整備業務（共同整備）
２	委託業務の概要	消防指令業務及び同業務を支援する業務を行う設備並びにこれらの附帯設備に係るシステムの構築、据付け及び調整
３	契約の方法	随意契約
４	契約の金額	１,０１４,８４１,３００円
５	履行期間	着手　本契約成立後契約担当者の指定する日 完成　令和６年９月３０日
６	契約の相手方	大分市東春日町１７番１９号 日本電気株式会社　大分支店 支店長　繁　友　英　之

提案理由

おおいた消防指令センターシステム整備業務（共同整備）について業務委託契約を締結いたしたく本案を提出する。

議第　５６　号

業務委託契約の締結について

次のとおり業務委託契約を締結する。

令和４年６月１３日　提　出

大分市長　佐　藤　樹一郎

１	契約の目的	おおいた消防指令センターシステム整備業務（大分市消防局）
２	委託業務の概要	消防指令業務及び同業務を支援する業務を行う設備並びにこれらの附帯設備に係るシステムの構築、据付け及び調整
３	契約の方法	随意契約
４	契約の金額	１,０５３,５０４,１００円
５	履行期間	着手　本契約成立後契約担当者の指定する日 完成　令和６年９月３０日
６	契約の相手方	大分市東春日町１７番１９号 日本電気株式会社　大分支店 支店長　繁　友　英　之

提案理由

おおいた消防指令センターシステム整備業務（大分市消防局）について業務委託契約を締結いたしたく本案を提出する。

議第　５７　号

工事委託契約の締結について

次のとおり工事委託契約を締結する。

令和４年６月１３日　提　出

大分市長　佐　藤　樹一郎

１　契約の目的　　大南地区スポーツ施設用地造成工事

２　工事の概要　　施工面積　８３,４０３.９６平方メートル

敷地造成工

法面工

擁壁工

仮設工

排水構造物工

３　契約の金額　　１,２５８,２９４,４００円

４　工　　期　　着工　本契約成立後契約担当者の指定する日

完成　令和６年３月３１日

５　契約の相手方　　大分市城崎町二丁目３番３２号

大分県土地開発公社

理事長　山　本　修　司

提案理由

大南地区スポーツ施設用地造成工事について委託契約を締結いたしたく本案を提出する。

議第　５８　号

市道路線の認定及び廃止について

市道路線を次のように認定し、及び廃止する。

令和４年６月１３日　提　出

大分市長　佐　藤　樹一郎

認定する市道路線

図面番号	路　線　名	起　点	終　点
1	サンシャイン横尾団地 ８号線	大字横尾 ４００７番　２地先	大字横尾 ４２７１番　６地先
2	サンシャイン横尾団地 ９号線	大字横尾 ４２７１番　１４地先	大字横尾 ４３０９番　２５地先
3	サンシャイン横尾団地 １０号線	大字横尾 ４２６８番　８地先	大字横尾 ４２８３番　１６地先
4	サンシャイン横尾団地 １１号線	明野東五丁目 ４３２４番　２地先	明野東五丁目 ４３２４番　３５地先
1	顕徳１０号線	顕徳町三丁目 ４４１１番　１地先	顕徳町三丁目 ４４０６番　１地先
2	錦町１０号線	錦町三丁目 ３３８９番　１１地先	錦町三丁目 ３３９２番　地先
	駄原２０号線	大字駄原 １７０９番　１地先	大字駄原 １７０９番　１７地先
	細１３号線	大字細 ６９番　１地先	大字細 ７６番　１地先
	三佐４８号線	大字三佐 １３４０番　２地先	大字三佐 １１９８番　３地先

	丹川６号線	大字丹川 １５５番　　１地先	大字丹川 ９９番　　１地先

廃止する市道路線

図面番号	路　線　名	起　点	終　点
１	顕徳１０号線	顕徳町三丁目 ４４１１番　　１地先	顕徳町三丁目 ４４０２番　　２地先
２	錦町１０号線	錦町三丁目 ３３８９番　１１地先	錦町三丁目 ４３８１番　１１地先
	駄原２０号線	大字駄原 １７０９番　　１地先	大字駄原 １７０９番　　７地先
	細１３号線	大字細 ７９番　　地先	大字細 ７６番　　１地先

提案理由

市道路線を認定し、及び廃止いたしたく道路法第８条第２項及び第１０条第３項の規定により本案を提出する。

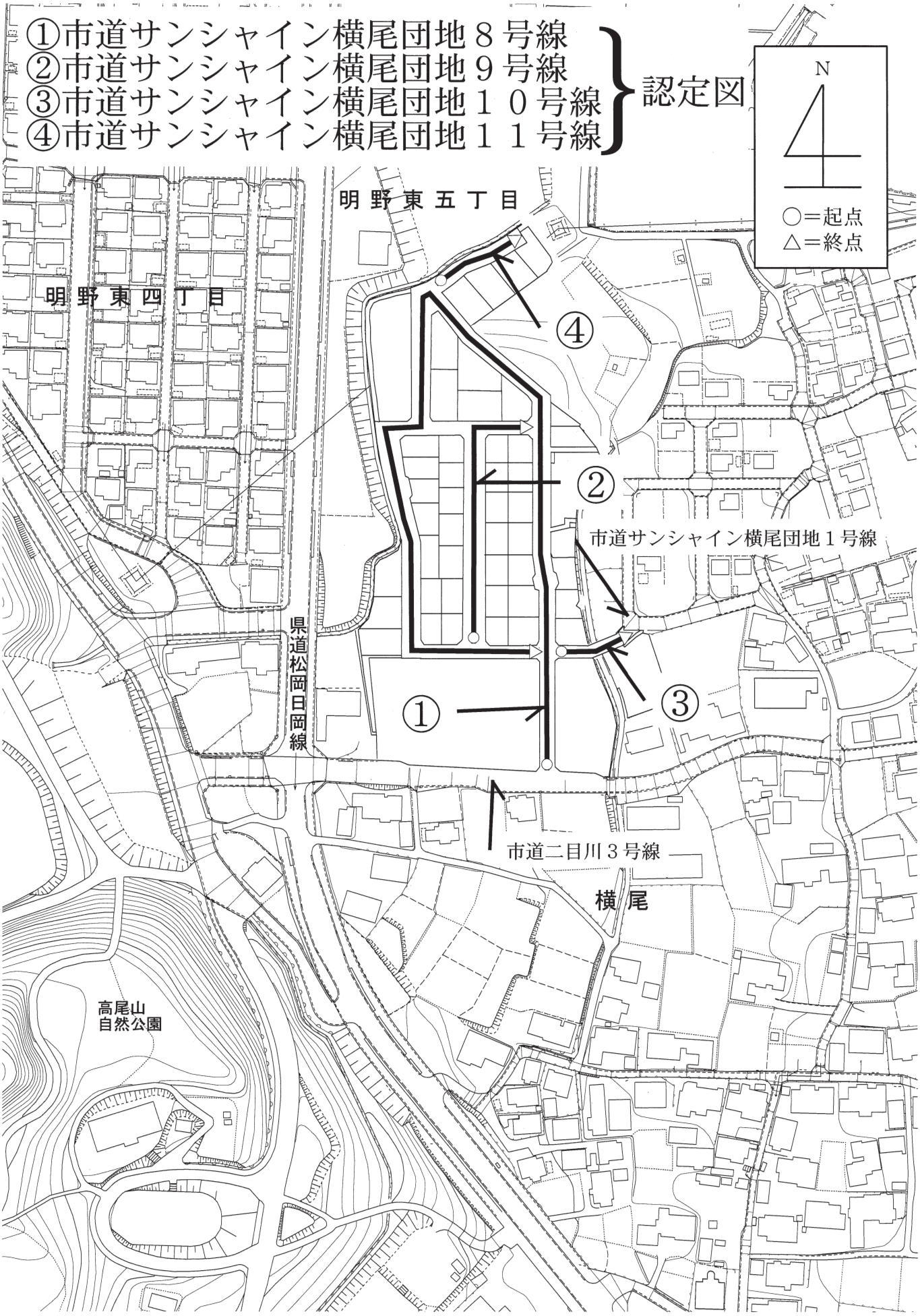
①市道サンシャイン横尾団地８号線
②市道サンシャイン横尾団地９号線
③市道サンシャイン横尾団地１０号線
④市道サンシャイン横尾団地１１号線
認定図
N
○＝起点
△＝終点
明野東五丁目
明野東四丁目
④
②
市道サンシャイン横尾団地１号線
県道松岡日岡線
①
③
市道二目川３号線
横尾
高尾山
自然公園

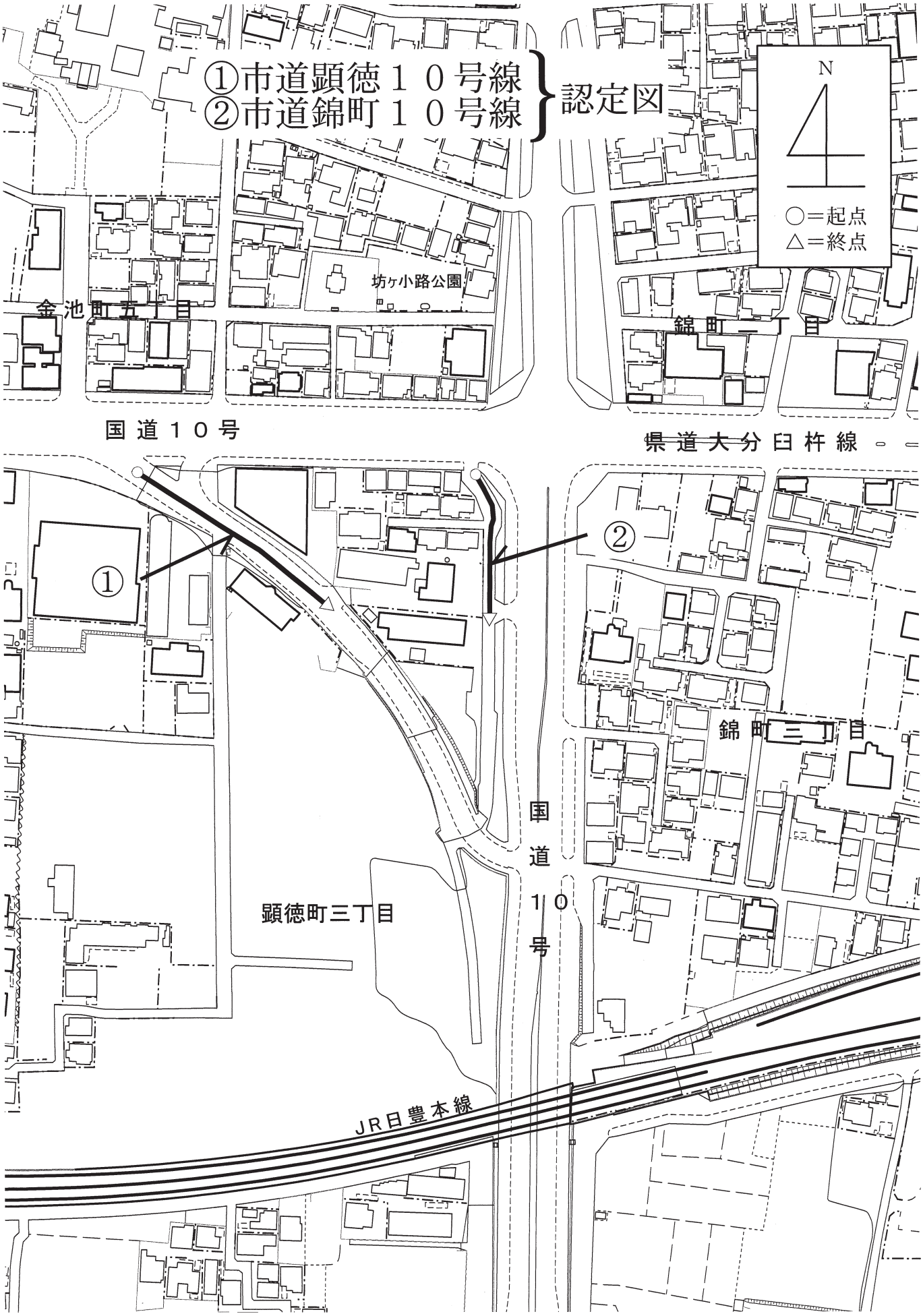
①市道顕徳１０号線
②市道錦町１０号線
認定図
N
4
○＝起点
△＝終点
坊ヶ小路公園
金池町五丁目
錦町一丁目
国道１０号
県道大分臼杵線
①
②
錦町三丁目
国道１０号
顕徳町三丁目
JR日豊本線

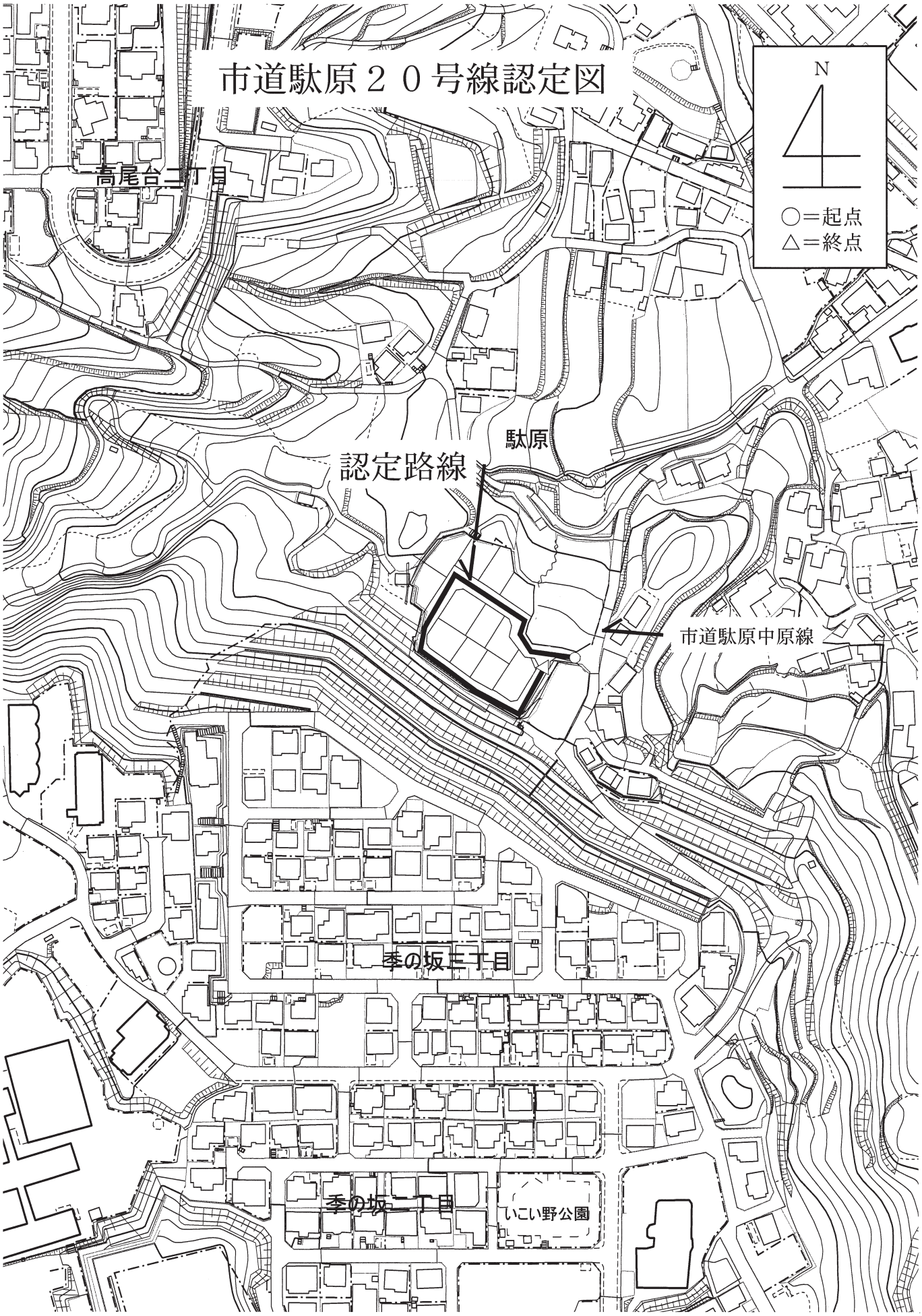
市道駄原２０号線認定図
N
4
○＝起点
△＝終点
高尾台二丁目
駄原
認定路線
市道駄原中原線
季の坂二丁目
季の坂一丁目
いこい野公園

市道細１３号線認定図

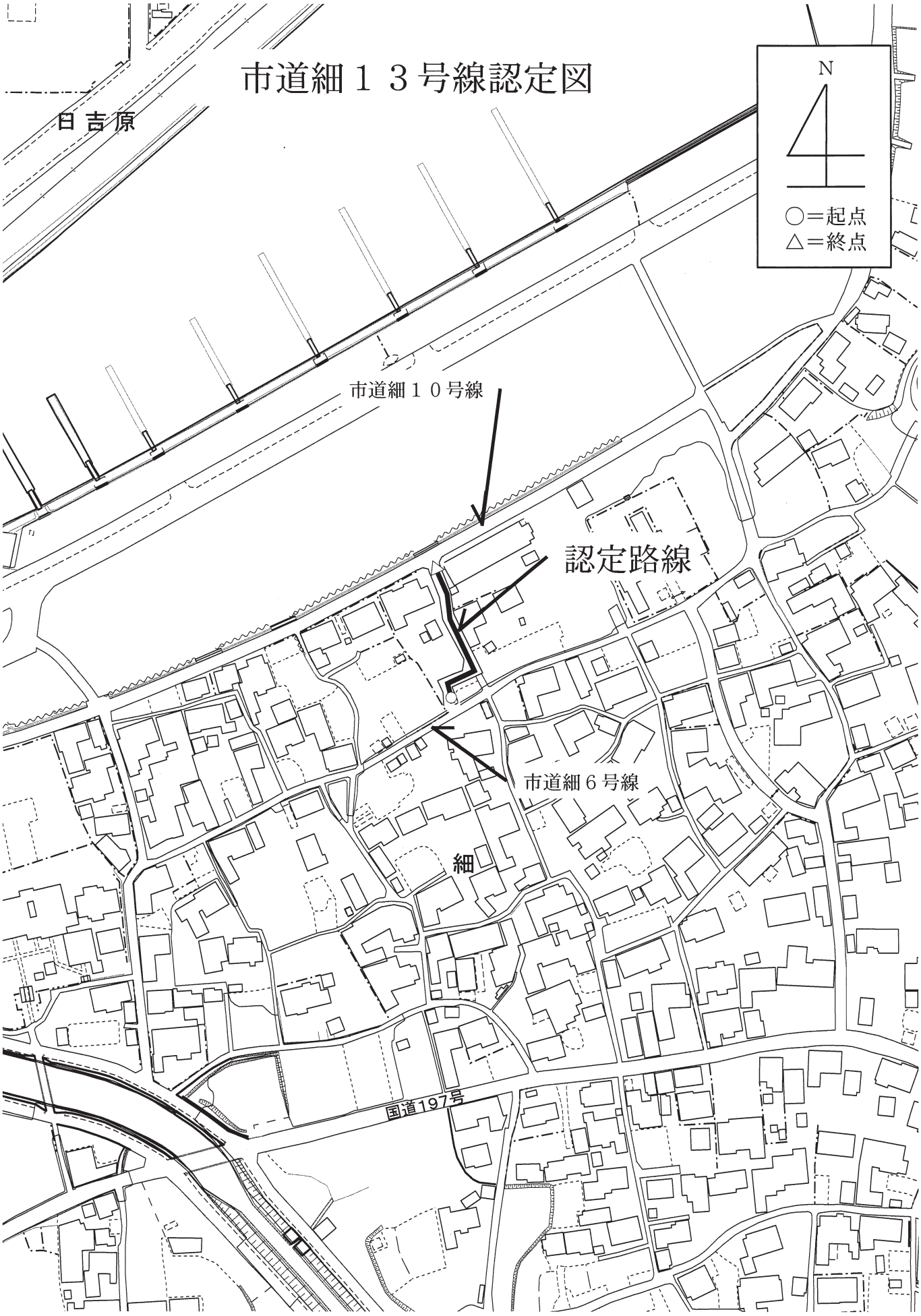

市道三佐４８号線認定図

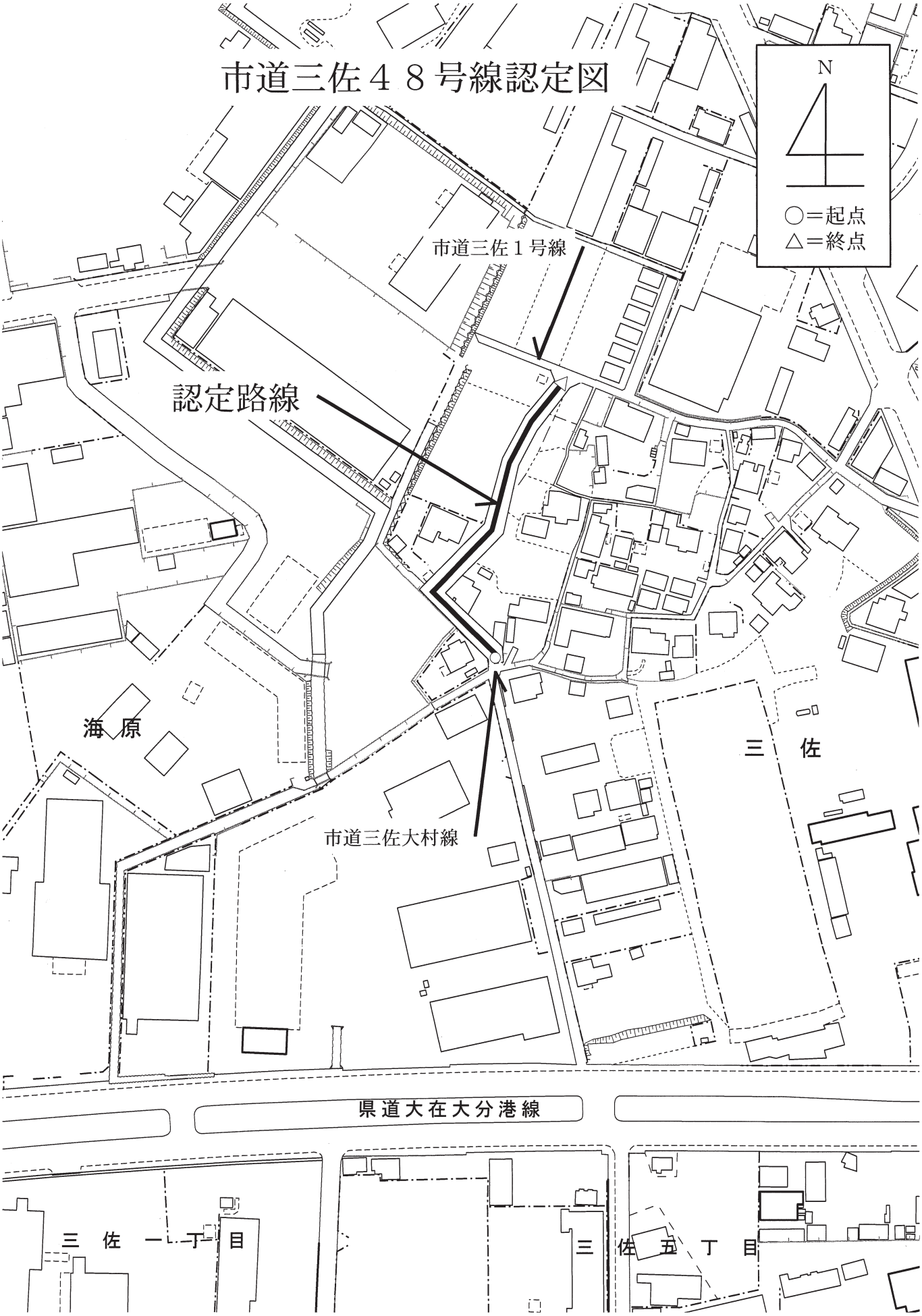

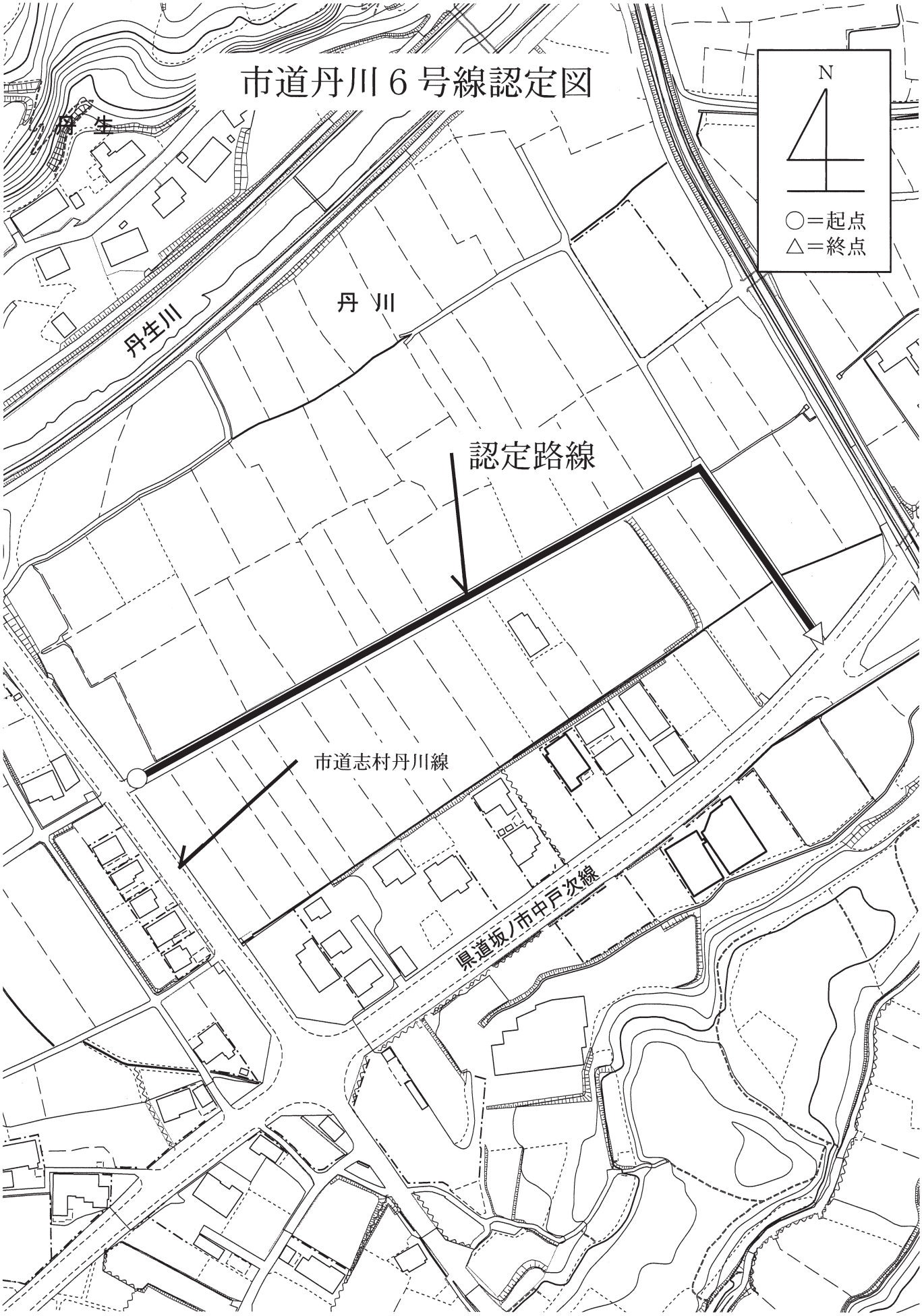
市道丹川６号線認定図
N
○＝起点
△＝終点
丹生
丹生川
丹川
認定路線
市道志村丹川線
県道坂ノ市中戸次線

①市道顕徳１０号線
②市道錦町１０号線
廃止図
N
4
○＝起点
△＝終点
坊ヶ小路公園
金池町五丁目
錦町二丁目
国道１０号
県道大分臼杵線
②
①
錦町三丁目
国道１０号
顕徳町三丁目
JR日豊本線

市道駄原２０号線廃止図
N
○＝起点
△＝終点
高尾台二丁目
駄原
廃止路線
市道駄原中原線
季の坂二丁目
季の坂一丁目
いこい野公園

市道細１３号線廃止図

議第　５９　号

損害賠償の額の決定並びに示談について

損害賠償の額の決定並びに示談について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１２号及び第１３号の規定により議決を求める。

令和４年６月１３日　提　出

大分市長　佐　藤　樹一郎

１　賠償の相手方　　大分市 ■■■■■■■■■■■■■■

２　賠 償 金 額　　５９２,６４９円

３　事 件 の 概 要

令和３年８月１７日午後４時４５分頃、大分市東鶴崎一丁目３番地先市道東鶴崎３号線上の交差点において、まちなみ整備課の軽四貨物車が右折しようとした際、右方向から直進してきた■■■■さん運転の軽乗用車に接触し、同人を負傷させたもの。

提案理由

損害賠償の額の決定並びに示談をいたしたく本案を提出する。

議第　６０　号

損害賠償の額の決定並びに示談について

損害賠償の額の決定並びに示談について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１２号及び第１３号の規定により議決を求める。

令和４年６月１３日　提　出

大分市長　佐　藤　樹一郎

１　賠償の相手方　　福岡市東区松島六丁目１４番３１号

株式会社　花田運送

代表取締役　江　藤　伸　一

２　賠 償 金 額　　８２９,７０３円

３　事 件 の 概 要

令和３年９月９日午前１１時頃、大分市荷揚町１９番地先市道荷揚４号線上において、株式会社花田運送を使用者とする普通トラックが走行中、同市道の歩道の街路樹が車道側に張り出していたためこれに接触し、車両を破損したもの。

提案理由

損害賠償の額の決定並びに示談をいたしたく本案を提出する。

議第　６１　号

損害賠償の額の決定並びに示談について

損害賠償の額の決定並びに示談について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１２号及び第１３号の規定により議決を求める。

令和４年６月１３日　提　出

大分市長　佐　藤　樹一郎

１　賠償の相手方　　大分市 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

２　賠 償 金 額　　５３４,０００円

３　事 件 の 概 要

令和４年１月３１日午後２時３９分頃、大分市須賀一丁目１２０番１地先市道大野川右岸堤防４号線上において、緊急出動中の東消防署の消防車が右カーブを通過する際、対向車線にはみ出した同車両の右側面が、同車線で一時停止していた■■■■さん運転の自動二輪車に接触し、車両に損害を与えたもの。

提案理由

損害賠償の額の決定並びに示談をいたしたく本案を提出する。

報第　９　号

専決処分した事件の承認について

大分市税条例の一部改正について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定に基づき令和４年３月３１日をもって次のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、承認を求める。

令和４年６月１３日　提　出

大分市長　佐　藤　樹一郎

大分市税条例の一部を改正する条例

大分市税条例（昭和３８年大分市条例第１０７号）の一部を次のように改正する。

第４２条第９項中「第３２１条の８第６０項」を「第３２１条の８第６２項」に、「同条第６０項」を「同条第６２項」に改め、同条第１５項中「第３２１条の８第６９項」を「第３２１条の８第７１項」に改める。

附則第１４条の２第３項中「附則第１５条第２７項第１号イ」を「附則第１５条第２６項第１号イ」に改め、同条第４項中「附則第１５条第２７項第１号ロ」を「附則第１５条第２６項第１号ロ」に改め、同条第５項中「附則第１５条第２７項第１号ハ」を「附則第１５条第２６項第１号ハ」に改め、同条第６項中「附則第１５条第２７項第１号ニ」を「附則第１５条第２６項第１号ニ」に改め、同条第７項中「附則第１５条第２７項第２号イ」を「附則第１５条第２６項第２号イ」に改め、同条第８項中「附則第１５条第２７項第２号ロ」を「附則第１５条第２６項第２号ロ」に改め、同条第９項中「附則第１５条第２７項第２号ハ」を「附則第１５条第２６項第２号ハ」に改め、同条第１０項中「附則第１５条第２７項第３号イ」を「附則第１５条第２６項第３号イ」に改め、同条第１１項中「附則第１５条第２７項第３号ロ」を「附則第１５条第２６項

第３号ロ」に改め、同条第１２項中「附則第１５条第２７項第３号ハ」を「附則第１５条第２６項第３号ハ」に改め、同条第１３項中「附則第１５条第３０項」を「附則第１５条第２９項」に改め、同条第１４項中「附則第１５条第３４項」を「附則第１５条第３３項」に改め、同条第１５項中「附則第１５条第３５項」を「附則第１５条第３４項」に改める。

附則第１４条の３第８項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第１０項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第１６条第１項中「１００分の５」の次に「（商業地等に係る令和４年度分の固定資産税にあっては、１００分の２.５）」を加える。

附則第１８条第１項中「１００分の５」の次に「（商業地等に係る令和４年度分の都市計画税にあっては、１００分の２.５）」を加える。

附則第１９条の４中「第１５項から第１９項まで、第２１項、第２２項、第２６項、第２９項、第３３項から第３５項まで、第３７項から第３９項まで、第４２項若しくは第４３項」を「第１４項から第１８項まで、第２０項、第２１項、第２５項、第２８項、第３２項から第３６項まで、第３９項、第４０項若しくは第４４項」に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和４年４月１日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第２条　別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の大分市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和４年

度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和３年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

２　令和２年４月１日から令和４年３月３１日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和４年法律第１号）第１条の規定による改正前の地方税法（昭和２５年法律第２２６号）附則第１５条第２項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第３条　新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和４年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和３年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

報第　１０　号

専決処分した事件の承認について

大分市国民健康保険税条例の一部改正について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定に基づき令和４年３月３１日をもって次のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、承認を求める。

令和４年６月１３日　提　出

大分市長　佐　藤　樹一郎

大分市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大分市国民健康保険税条例（昭和３８年大分市条例第１２０号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項ただし書中「６３０,０００円」を「６５０,０００円」に改め、同条第３項ただし書中「１９０,０００円」を「２００,０００円」に改める。

第２４条第１項各号列記以外の部分中「６３０,０００円」を「６５０,０００円」に、「１９０,０００円」を「２００,０００円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の大分市国民健康保険税条例の規定は、令和４年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和３年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。